

ISO18436-2 準拠  
機械状態監視診断技術者(振動)

訓練機関応募案内  
(カテゴリ ・ 用)

一般社団法人日本機械学会  
イノベーションセンター 技術者資格事業委員会  
機械状態監視資格認証専門委員会

# ISO18436-2 準拠 機械状態監視診断技術者(振動) 資格認証について

## 前 文

ISO9000 および 14000 シリーズで、工場の品質管理および環境管理に関する認定制度を制定しましたが、さらにグローバル化を進めるために、次のステップとして技術者の技術レベルの品質管理を目的とした認証制度を制定しようとしています。この認証制度は、機械共通の技術である状態監視と診断の技術レベルを国際的に標準化し、認証された技術者の測定および診断結果を世界的に同じ品質とするものです。その第1段として、ISO では、機械状態監視診断技術者に関する認証制度の骨格と、振動技術者の認証に関する規定が2004年までに ISO18436 Part-1/Part-2 として正式に発行されました。

その結果、機械設備の状態監視、点検、診断、保守がグローバル化され、国際的に事業を展開できるようになる反面、我が国も資格認証制度構築に遅れをとると、海外の競合会社に仕事を奪われてしまうことになりかねません。したがって、ISO18436 に基づく、機械状態監視診断技術者(振動)の育成が不可欠のものとなっています。

一方、当該資格は、技術者の流動化に際して、技術者が適切な評価を得るために資格は大きな要素の一つであり、このような社会的なニーズに応えるものです。欧米では、同様の認証制度も既に存在する現状であり、我が国も早急に技術者を増やすことが強く望まれます。そのためには、この資格認証制度の一翼を担う訓練機関の位置付けは非常に大きく、構築、整備が必要です。

このような状況のもと、我が国の機械技術者の代表団体である一般社団法人日本機械学会は「機械の状態監視と診断に関する ISO18436-2 準拠 機械状態監視診断技術者(振動)認証制度」の構築を行っています。認証制度構築に際して、ISO18436 に基づいた訓練機関の認定を以下の要領で実施することと致します。

つきましては、主旨を十分にご理解いただき、ご検討の上、是非 ISO18436-2 準拠 機械状態監視診断技術者(振動)資格認証の訓練機関に応募いただき、資格認証制度構築と診断技術者の普及、育成に貢献いただきたく、厚くお願い申し上げます。

一般社団法人日本機械学会 イノベーションセンター 技術者資格事業委員会  
機械状態監視資格認証専門委員会 委員長 松田 博行

# 1. 応募要領

## 1-1. 応募資格

ISO 国際規格による ISO18436-2 準拠 機械状態監視診断技術者(振動)訓練機関に応募しようとする法人(団体)は、以下の手順に従い応募できます。

(1)応募は、1 教育訓練機関単位とします。

法人(団体)は、JIS B0912-2 および添付資料 1-5「訓練機関および訓練過程に関する要求事項 (ISO 18436-3)」に記載された要求事項に合致していることが条件となります。教官資格が、ISO18436-3 Amendment 1: 2009 によって改定されています。教官申請書の **教官に関する資格と申請手続き** を参照下さい。

## 1-2. 応募方法

所定の応募申請書に必要事項を記入のうえ、2011年10月31日(月)までに一般社団法人日本機械学会 機械状態監視資格認証専門委員会 事務局に提出して下さい。

## 1-3. 応募申込書の記入について

添付資料 1-3 の「訓練機関の申請書類 記入要領書」に準じて申請書類 3部を提出して下さい。

(1)年月日はすべて西暦で記入して下さい。

(2)会社名、事業所名、代表者の役職： 公に発表されている正式名称で記入して下さい。

なお、会社および事業所の英語登録名も、必ず記入して下さい。

(3)代表者印を捺印して下さい。

## 1-4. 応募辞退について

応募申込み後、応募法人の都合により応募を辞退する場合は、「応募辞退届」を提出して下さい。

## 1-5. 機械状態監視資格認証専門委員会事務局からの文書の発送について

応募に関する各種案内、応募費用請求書は、連絡担当者宛に発送いたします。

## 1-6. 応募申込書送付先・問合わせ先

一般社団法人日本機械学会 機械状態監視資格認証専門委員会 事務局

〒160-0016 東京都新宿区信濃町 35(信濃町煉瓦館 5階)

T E L : 03-5360-3506

F A X : 03-5360-3509

E-MAIL: [joutai@jsme.or.jp](mailto:joutai@jsme.or.jp)

担当者: 村山ゆかり

## 2. 訓練機関の認定手順

### 2-1. 認定の申請

認定を申請する法人(団体)は、一般社団法人日本機械学会 機械状態監視資格認証専門委員会指定の認定申請書に必要な事項をすべて記入し、記名捺印の上申請附属書で要求されている書類各3部を提出していただきます。

本委員会にて受領・確認の上申請書類が整備されていればこれを受理し、認定受理通知書並びに申請料及び基本審査料の請求書を送付いたします。

### 2-2. 認定審査

認定審査は、原則書類審査で行います。

#### (1)書類審査

#### (2)必要に応じて事業所および教育訓練施設の立会

### 2-3. 認定登録

本学会は、認定通知書と共に認定登録料請求書を送付いたします。申請機関による認定登録料の払い込みを確認後、認定登録証を発行します。

### 2-4. 異議及び苦情の取り扱い

本学会の認定審査を受けた申請機関は、本学会の登録または維持の可否決定並びにそれに至るまでの審査行為について異議がある場合には、文書で異議または苦情の申し立てができます。

### 2-5. 認定登録の有効期間

認定された日から5年間とします。ただし、更新の要求があった場合には、再審査の上、再度認定をいたします。

### 2-6. 認定登録された研修機関のサーベイランス及び更新認定審査

認定終了後にお知らせいたします。

### 2-7. サーベイランス及び更新認定審査の手順

認定終了後にお知らせいたします。

### 2-8. 認定の取り消し

認定後、訓練機関が添付資料 1-5「訓練機関および訓練過程に関する要求事項」の倫理規定に著しくもともと看做された場合は認定を取り消すことがあります。

### 3. 訓練機関および訓練過程に関する要求事項

JIS B0912-2 および添付資料 1-5「ISO 18436-3 : 訓練機関および訓練過程に関する要求事項」を参照下さい。 教官資格が、ISO18436-3 Amendment 1: 2009 によって改定されています。教官申請書の 教官に関する資格と申請手続き を参照下さい。

### 4. 応募にかかわる費用

#### 4-1. 訓練機関認定審査料

審査申請と同時に 40 万円/事業所を 4-4 に記載する日本機械学会口座に払い込み下さい。

#### 4-2. 訓練機関認定および登録料

認定通知受領後 1 週間以内に 50 万円/事業所を 4-4 に記載する日本機械学会口座に払い込み下さい。

(注)認定が 2012 年 4 月 1 日付となりますので、認定登録料、年会費は来期 2012 年度に支払をお願いすることになります。

#### 4-3. その他の費用

- |              |       |
|--------------|-------|
| 1) 訓練機関年会費   | 30 万円 |
| 2) 訓練機関認定更新料 | 40 万円 |

#### 4-4. 払い込み口座名 ほか

銀行名・支店名：三菱東京UFJ銀行・新宿中央支店

口座名：一般社団法人日本機械学会

口座種別：当座預金

口座番号：5284916

(本学会より請求書を送付いたします)

## 5. 申請書類

添付資料 1-1「訓練機関の申請書類」と添付資料 1-2「教官申請書およびチェックリスト」を添付資料 1-3「訓練機関の申請書類 記入要領書」にもとづき、各3部(正1、副2)作成して下さい。なお、訓練機関および教官申請関係書類は以下の構成となっています。

5-1 . IS018436-2 準拠 機械状態監視診断技術者(振動) 訓練機関認定申請書

5-2 . 訓練機関運営概要申請書類

- (1) 訓練機関(Training body)の実施体制および管理体制
- (2) 使用する訓練教材
- (3) 教官
- (4) カリキュラム
- (5) 修了試験の実施方法
- (6) 修了証明書の体裁
- (7) ファイル保管体制
- (8) 訓練センター(Training centre)の概要
- (9) 技術委員会(Technical committee)の概要

5-3 . 教官申請書

- (1) IS018436-2 準拠 機械状態監視診断技術者(振動) 教官申請書
  - (2) IS018436-2 準拠 機械状態監視診断技術者(振動) 訓練機関教官候補者経歴書
  - (3) IS018436-2 準拠 機械状態監視診断技術者(振動) 訓練機関教官のチェックリスト
- 以上